

第3次四国中央市男女共同参画計画

～ 一人ひとりが尊重され、

自分らしく活躍できるまちづくり ～



令和7年3月

四国中央市

～はじめに～

すべての人が、互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、誰もが望むところです。

また、近年急速に進行する少子高齢化やそれに伴う人口減少により、人口構成や世帯構成が大きく変化しており、さらには急激な社会経済情勢の変化なども相まって、今後ますます男女共同参画社会の形成が重要となってきます。

本市においては、平成 22 年 3 月に「四国中央市男女共同参画計画」を策定し、「男女がともに認め合い、高め合い、明日をひらくまちづくり」の基本理念の下、男女共同参画への意識啓発や女性起業者への支援などを実施してまいりました。その後、平成 28 年 2 月には「第2次四国中央市男女共同参画計画」を策定し、「四国中央市男女共同参画計画」の基本理念「男女がともに認め合い、高め合い、明日をひらくまちづくり」を発展的に引き継ぎ、政策・方針決定の場への女性登用の推進など、諸施策に取り組んでまいりました。

しかし、本計画策定にあたり実施した市民アンケート調査結果において、家庭内における各種役割分担は、すべての項目で「男女とも」との回答が大半である一方、家庭や職場、政治の分野においては「男性の方が優遇されている」または「やや男性の方が優遇されている」と感じている方が依然として多い結果となりました。

このような状況を踏まえ、より現状に即した内容に見直した「第3次四国中央市男女共同参画計画」を策定いたしました。

今後はこの計画の下、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分発揮することができるまちづくりを進めてまいります。そのためにも、多くの市民の皆様にも男女共同参画に関心を持っていただき、地域、企業、団体等と行政が連携を深め、協働で推進していくことが重要でありますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に計画策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただいた市民の皆様や企業の関係者の皆様、そして熱心にご審議くださいました四国中央市男女共同参画審議会委員の皆様にも心から厚くお礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

四国中央市長 篠原 実

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画の期間	7

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	8
2. 基本目標	8
3. 将来のイメージ図	9
4. 計画の体系	10

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ ともに認め合い尊重し合う意識づくり	11
重点目標Ⅰ 男女がともに認め合う意識の醸成	11
重点目標Ⅱ 人権を侵害する暴力の根絶	13
重点目標Ⅲ 国際化の推進と国際理解の促進	14

基本目標Ⅱ 多様な生き方ができる社会環境づくり	15
重点目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	15
重点目標Ⅱ 男女がともに健康で安心して暮らせる生活環境づくり	16

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画	17
重点目標Ⅰ 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	17
重点目標Ⅱ 様々な分野への男女共同参画の推進	18

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進体制の維持・強化	19
重点目標Ⅰ 計画推進体制の拡充	19

数値目標	20
------	----

参考資料

○男女共同参画社会基本法	22
○四国中央市男女共同参画審議会条例	29

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 22（2010）年 3 月「四国中央市男女共同参画計画」を策定し、男女を取り巻く課題の解決に向けた方向性を示し、様々な施策に取り組んできました。

その後、平成 28（2016）年 2 月には、「第 2 次四国中央市男女共同参画計画」を策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

この間、平成 27 年（2015）年 9 月、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」である SDGs の 17 の目標に「5. ジェンダー平等を実現しよう」が盛り込まれるなど、国際的にジェンダー平等が注目されるようになり、国内においても、少子高齢化による人口減少や多様な技術の進歩、大規模災害の発生など社会情勢が変化するなかで、より一層のジェンダー平等や多様性への理解が求められるようになってきました。

本市においても、働き方の多様化や共働き世帯の増加に伴う家庭環境の変化、少子高齢化の進行などへの対応が必要不可欠となります。

こうした状況を踏まえ、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、令和 7（2025）年度より「第 3 次四国中央市男女共同参画計画」を策定します。

本計画はこれまでの計画を継承しつつ、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び愛媛県の「第 3 次愛媛県男女共同参画計画」を勘案し、「第 3 次四国中央市総合計画」をはじめ、他の関連計画との整合を図りながら男女共同参画社会をさらに推進し、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すための計画です。

2. 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

令和6（2024）年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※¹」では、我が国は146か国中118位と、非常に低い順位となっています。

特に「政治参画」と「経済参画」の分野における男女間格差が大きく、取り組むべき課題は依然として多いと考えられます。

順位	国名	総合	経済参画	教育	健康	政治参画
1位	アイスランド	0.935	0.815	0.992	0.962	0.972
2位	フィンランド	0.875	0.796	1.000	0.970	0.734
3位	ノルウェー	0.875	0.799	0.993	0.962	0.746
14位	英国	0.789	0.717	1.000	0.965	0.474
⋮						
43位	米国	0.747	0.765	1.000	0.970	0.251
⋮						
94位	韓国	0.696	0.605	0.980	0.976	0.223
⋮						
106位	中国	0.684	0.737	0.934	0.940	0.123
⋮						
118位	日本	0.663	0.568	0.993	0.973	0.118

参考:Global Gender Gap Report 2024

※1 スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けしてジェンダー・ギャップ指数を算出している。

0が完全不平等、1が完全平等を表している。

（２）国の動き

昭和 50（1975）年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」の動きを受けて、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52（1977）年には「国内行動計画」が策定されました。その後も、昭和 60（1985）年には女性差別撤廃条約が批准され、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が策定されるなど、男女共同参画社会の形成に関する法律や制度の整備が進められてきました。

時 期	内 容
昭和 52（1977）年	国内行動計画 策定
昭和 60（1985）年	女性差別撤廃条約 批准
昭和 62（1987）年	西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 策定
平成 8（1996）年	男女共同参画 2000 年プラン 策定
平成 11（1999）年	男女共同参画社会基本法 施行
平成 12（2000）年	男女共同参画基本計画 策定
平成 13（2001）年	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV 防止法） 施行
平成 17（2005）年	第 2 次男女共同参画基本計画 策定
平成 22（2010）年	第 3 次男女共同参画基本計画 策定
平成 24（2012）年	女性の活躍による経済活性化行動計画（働くなでしこ大作戦） 策定
平成 26（2014）年	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律 法改定により名称変更 すべての女性が輝く社会づくり本部 設置
平成 27（2015）年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） 施行 第 4 次男女共同参画基本計画 策定
令和 2（2020）年	第 5 次男女共同参画基本計画 ～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～ 策定
令和 3（2021）年	「女性活躍加速のための重点方針」に「男女共同参画」が追加され「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」に名称変更
令和 4（2022）年	女性活躍推進法 全面施行
令和 6（2024）年	女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）策定

(3) 愛媛県の動き

昭和 58（1983）年、「愛媛の婦人対策基本指針」が策定されたことを受け、「愛媛県婦人対策推進会議」が設置されました。その後、昭和 62（1987）年には「愛媛県婦人総合センター（現：愛媛県男女共同参画センター）」が開館し、平成 3（1991）年には男女共同参画づくりの中核機関として「公益財団法人えひめ女性財団」が設立されるなど、男女共同参画における取組の拠点づくりや制度の整備が進められてきました。

時 期	内 容
昭和 58（1983）年	愛媛の婦人対策基本指針 策定 愛媛県婦人対策推進会議 設置
昭和 62（1987）年	愛媛県婦人総合センター （現：愛媛県男女共同参画センター）」 開館
平成 3（1991）年	公益財団法人えひめ女性財団 設立
平成 4（1992）年	愛媛県女性行動計画 策定
平成 13（2001）年	愛媛県男女共同参画計画 ～パートナーシップえひめ 21～ 策定
平成 14（2002）年	愛媛県男女共同参画推進条例 施行
平成 18（2006）年	愛媛県男女共同参画計画 ～パートナーシップえひめ 21～ 中間改定 愛媛県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画 策定
平成 21（2009）年	愛媛県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画 改定
平成 23（2011）年	第 2 次愛媛県男女共同参画計画 策定
平成 29（2017）年	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」 行動宣言 賛同
令和 3（2021）年	第 3 次愛媛県男女共同参画計画 策定
令和 5（2023）年	“ひめボス宣言事業所”認証制度 制定
令和 6（2024）年	愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画 策定

(4) 四国中央市の取組

平成 16 (2004) 年に、川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、宇摩郡新宮村の 2 市 1 町 1 村が合併し、「四国中央市」が誕生しました。

合併前の旧市町村においても、男女共同参画に関する取組をそれぞれ行ってきましたが、本市誕生後 2 年目となる平成 17 (2005) 年には、女性生活相談室を設置し、平成 22 (2010) 年には「四国中央市男女共同参画計画」を策定するなど、女性活躍の推進をはじめ、性別にかかわらず活躍できるまちづくりに取り組んできました。その後、平成 28 (2016) 年には「第 2 次四国中央市男女共同参画計画」を策定し、高校生向けのセミナーを開催するなど男女共同参画に向けてあらゆる事業を実施してきました。

今後、更なる社会の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、国が策定した「第 5 次男女共同参画基本計画」では、ジェンダー平等の実現に向けた具体的な施策が示されており、特に労働市場における男女間の賃金格差解消や、家庭における男女の役割分担の見直し、さらに性別にかかわらず全ての人が活躍できる環境づくりが強調されています。また、愛媛県第 3 次男女共同参画計画では、地域特有の課題に対する取組が盛り込まれています。

これを受け、四国中央市でも職場や教育現場、家庭、地域社会などあらゆる分野で男女共同参画を推進し、地域の特性を活かした取組を行うことで、すべての人が互いに尊重し合い、多様性を認め、性別によらず誰もが自分らしく生きることができると目指し、令和 7 (2025) 年、本計画「第 3 次四国中央市男女共同参画計画」を策定しました。

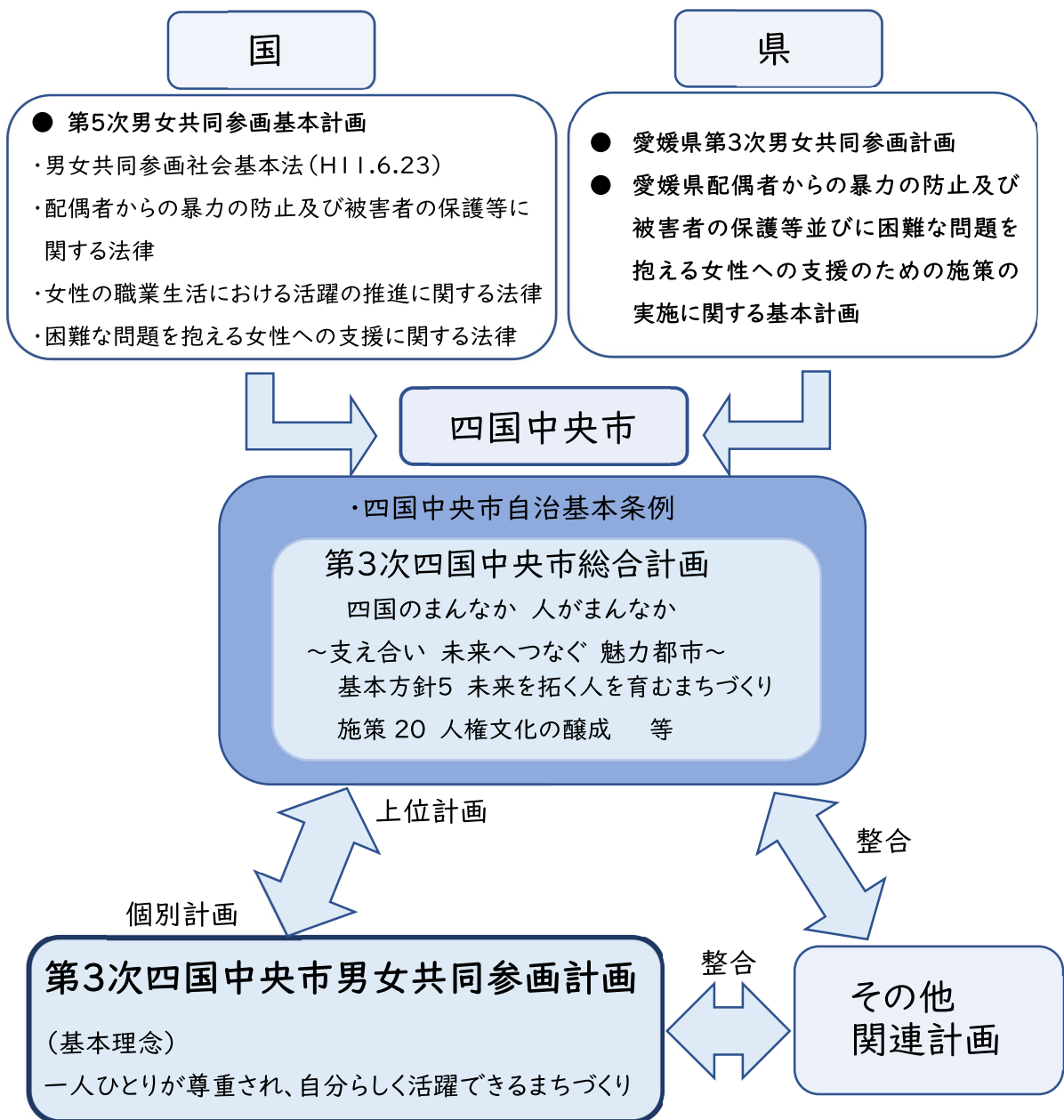
時 期	内 容
平成 16 (2004) 年	四国中央市 誕生
平成 17 (2005) 年	女性生活相談室 設置
平成 19 (2007) 年	四国中央市自治基本条例 制定
平成 20 (2008) 年	審議会等の運営に関する指針 策定 第 3 条 1 項：基本原則 (6) 男女比率の均衡を図ること
平成 22 (2010) 年	四国中央市男女共同参画計画 策定
平成 28 (2016) 年	第 2 次四国中央市男女共同参画計画 策定 四国中央市男女共同参画審議会条例 施行 四国中央市男女共同参画庁内推進本部要綱 施行
平成 30 (2018) 年	四国中央市男女共同参画ロールモデル集 オトナずかん～君が暮らす街 四国中央市編～ 作成
平成 31 (2019) 年	「ひめの国女性活躍応援団」結成 (県内自治体トップ 21 名による) ～ひめの国女性活躍応援団「行動宣言」採択～
令和 元 (2019) 年	四国中央市男女共同参画推進ネットワーク会議 TOMONI 設立
令和 5 (2023) 年	四国中央市男女共同参画ロールモデル集 しこちゅーのワーク&ライフ ～四国中央市で暮らす、ということ。～ 作成

3. 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当し、平成28（2016）年2月に策定した「第2次四国中央市男女共同参画計画」を引き継ぐものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項、および「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条3項の規定に基づく「市町村推進計画」を踏まえ、愛媛県の関連計画を勘案した計画です。

なお、この計画は令和4（2023）年4月に策定した「第3次四国中央市総合計画」を上位計画とした個別計画です。



4. 計画の期間

この計画の期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 16 (2034) 年度までの 10 年間とします。ただし、国や県をはじめ社会情勢の変化に柔軟に対応し、施策を効果的に推進するために、期間中においても必要に応じ計画の見直しを行います。

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
国	第 5 次男女共同参画計画 (2020~2030) 11 年間											
県	第 3 次愛媛県男女共同参画計画(2021~2030)10 年間											
本市計画	第 2 次計画	第 3 次四国中央市男女共同参画計画 (2025~2034) 10 年間										

第2章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

本市の「第3次総合計画」では、将来都市像を「四国のまんなか 人がまんなか ～支え合い 未来へつなぐ 魅力都市～」と掲げています。また、市民一人ひとりがそれぞれの人生の主役として輝くことができるよう、まちづくりの理念を「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」とし、市民が健康で、しあわせを感じられる質感の高いまちを目指しています。

「第3次四国中央市男女共同参画計画」においては、「第3次総合計画」を踏まえ、市民一人ひとりが対等に尊重され、世代や性別に関係なく輝けるまちを目指した計画として、「一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できるまちづくり」を基本理念とし、さまざまな分野において活躍できるまちづくりを推進してまいります。

基 本 理 念

一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できるまちづくり

2 基本目標

本計画においては、「基本理念」のもと、男女共同参画社会を実現するため4つの基本目標を定め、市民・地域・事業者と行政が手をつなぎ、一体となって取組を推進します。

基本目標

Ⅰ

ともに認め合い尊重し合う意識づくり

基本目標

Ⅱ

多様な生き方ができる社会環境づくり

基本目標

Ⅲ

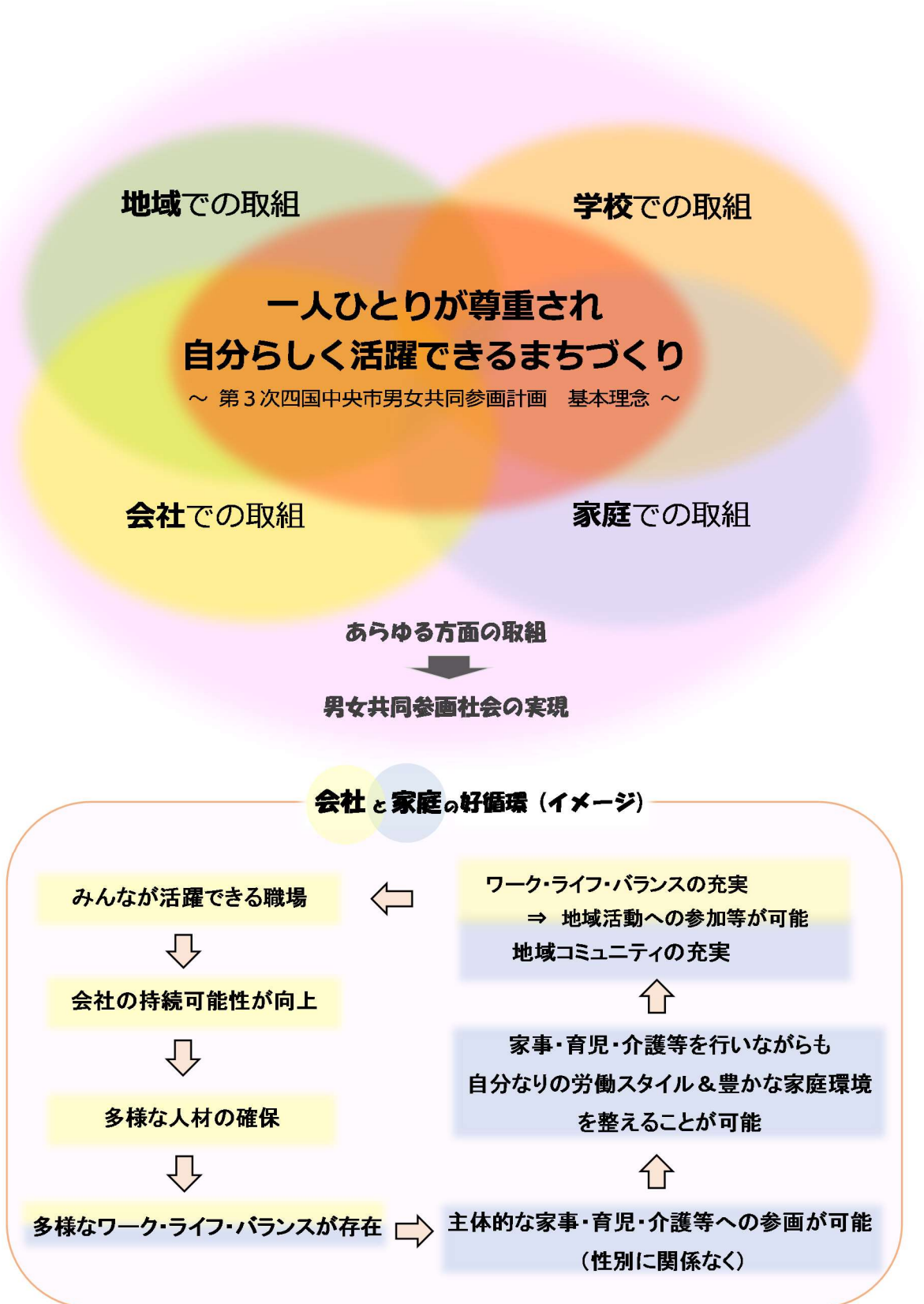
あらゆる分野における男女共同参画

基本目標

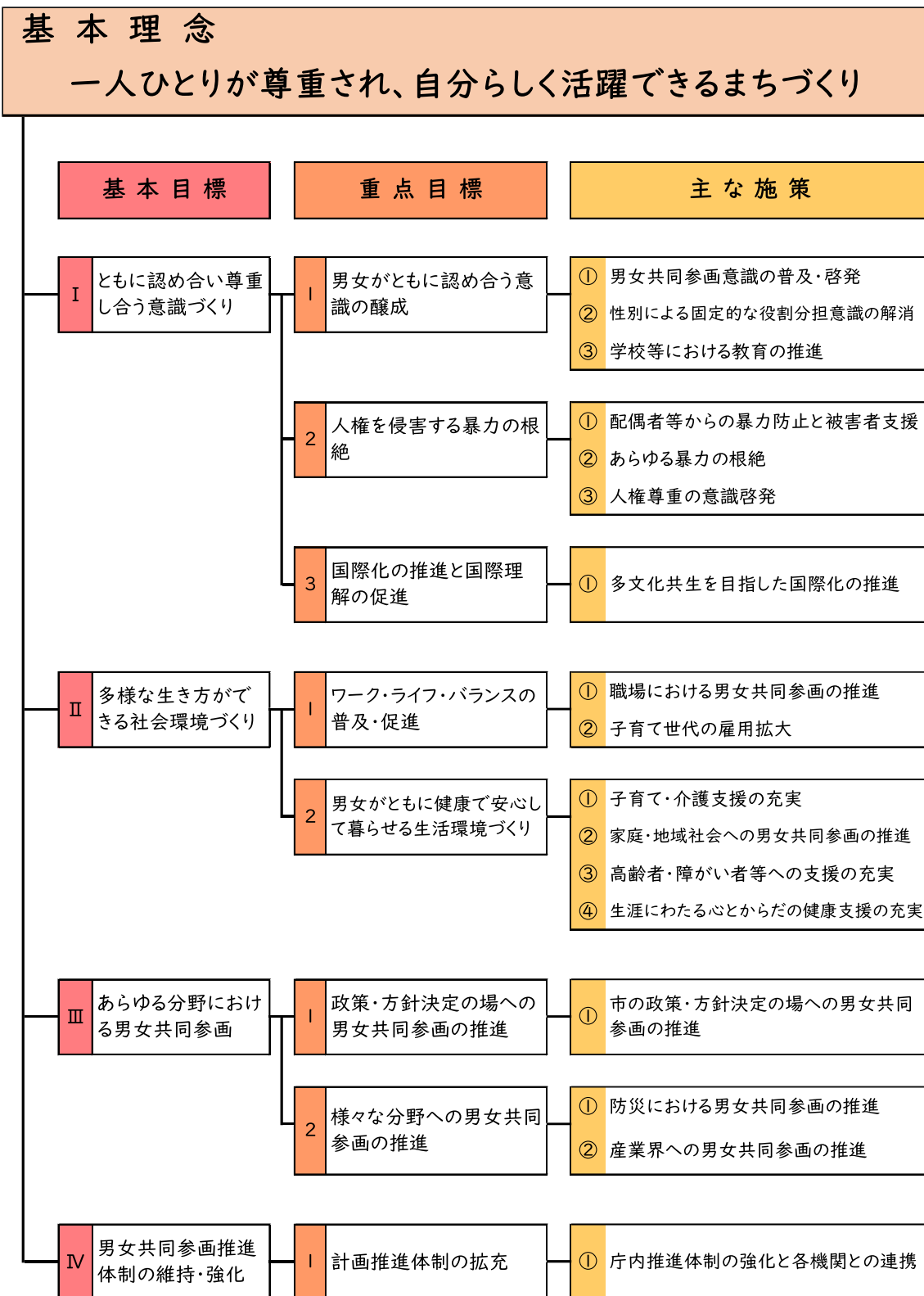
Ⅳ

男女共同参画推進体制の維持・強化

3 将来のイメージ図



4 計画の体系



第3章 計画の内容

【基本目標Ⅰ】ともに認め合い尊重し合う意識づくり

重点目標Ⅰ：男女がともに認め合う意識の醸成

1. 現状と課題

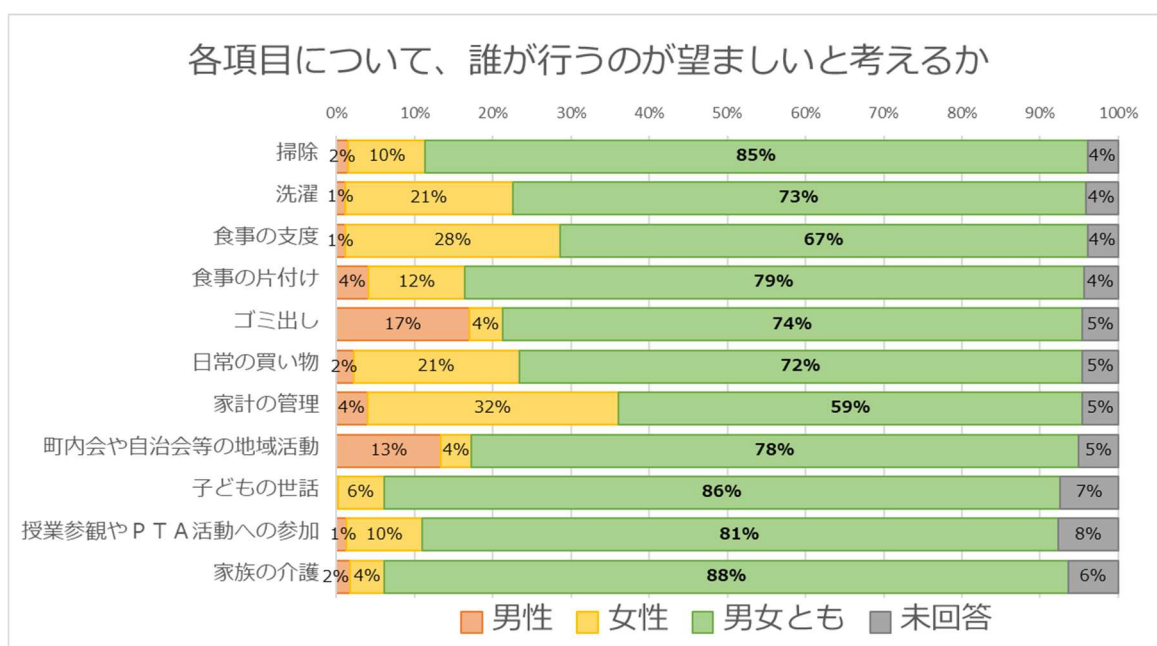
本市では、第2次四国中央市男女共同参画計画に基づき、市主催の講演会やワークショップなどの市民に向けた意識啓発を定期的に行うなど、様々な取組を行ってきました。市民アンケートの結果によると、多くの市民が男女平等の重要性を認識し、男女共同参画に対する理解度の向上が見られ、職場や地域での男女間の協力体制も進展しています。

しかしながら、男女問わず伝統的な性別役割に基づく考え方が依然として残り続けるなど、固定観念に囚われているケースも見受けられます。

こうした現状と課題に対して、男女共同参画に関する研修会への参加や啓発講座等を開催することで、市民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、男女がともに支え合う意識のより一層の醸成を図ります。

2. 主な施策

- ①男女共同参画意識の普及・啓発
- ②性別による固定的な役割分担意識の解消
- ③学校等における教育の推進

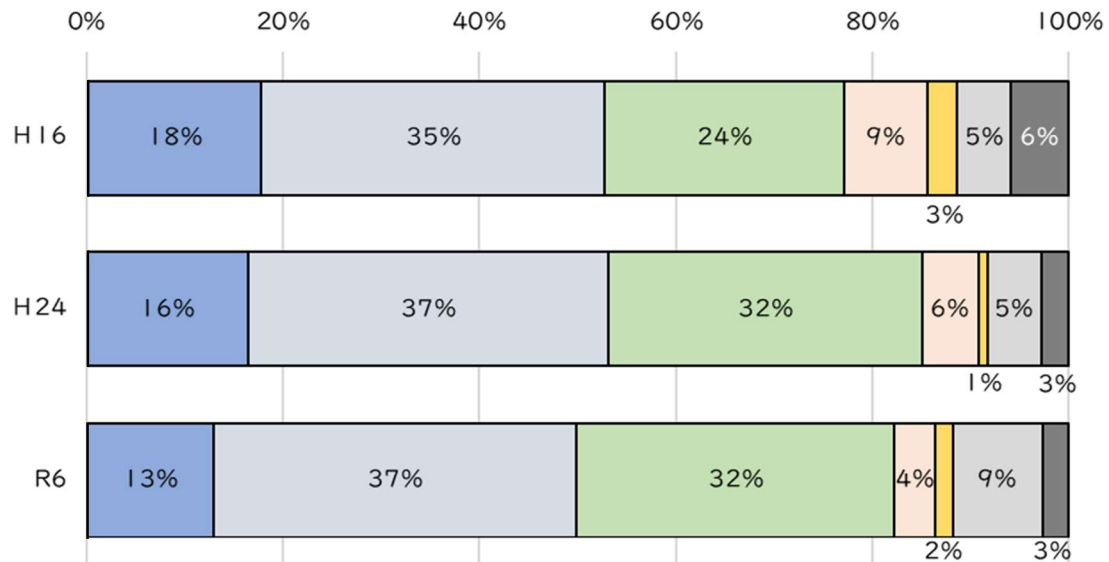


「市民アンケート(令和6年3月～4月実施)」より

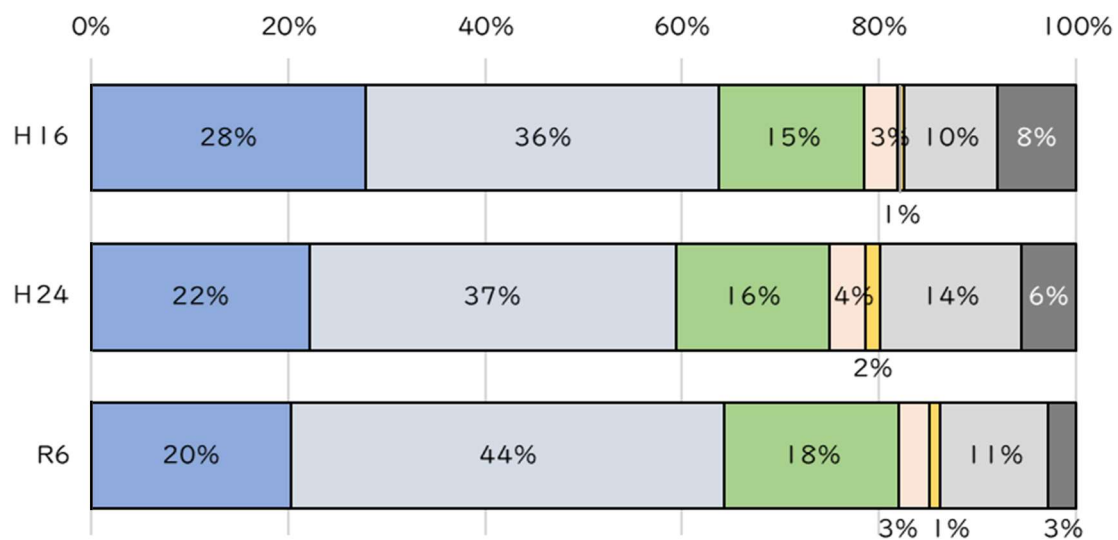
アンケートの推移

家庭生活や職場において男女平等の回答も増えてきてはいるが、やや男性が優遇されているという回答が依然として4割近くある結果となっている。

家庭生活における平等感



職場環境における平等感



- 男性が優遇されている
- やや男性が優遇されている
- 平等になっている
- やや女性が優遇されている
- 女性が優遇されている
- わからない
- 無回答

「総合計画アンケート」及び「市民アンケート（令和6年3月～4月実施）」より

重点目標２：人権を侵害する暴力の根絶

１．現状と課題

性別を問わず、全ての人の人権が尊重され、平等に個人の尊厳が守られることは男女共同参画において最も重要なことです。

本市では、多様な背景を持つ市民が安全かつ安心して暮らせる社会を目指し、現在、ドメスティックバイオレンス（以下、「DV」という。）防止事業や相談・支援、啓発活動等を含め、あらゆる暴力の根絶に向けた施策を展開しています。

これにより、市民の暴力に対する問題意識は高まりつつありますが、依然として暴力が発生している現状もあります。DVに関しては、被害者の相談窓口を設置し支援を受けられる体制を整備していますが、当事者が被害を隠す傾向や経済的な独立の難しさから、支援を受けるまでに至らないケースもあります。

これらの課題を解決するためには、市民一人ひとりが暴力に対する問題意識をより一層高め、「見て見ぬふり」をしない社会を築くことも重要です。

今後も引き続き、市は啓発活動を継続的に行い、愛媛県・警察等と連携を強化し支援体制の充実を図ります。人権が尊重される社会の実現に向けて、全ての人が安心して暮らせるまちを目指します。

２．主な施策

- ①配偶者等からの暴力防止と被害者支援
- ②あらゆる暴力の根絶
- ③人権尊重の意識啓発

重点目標３：国際化の推進と国際理解の促進

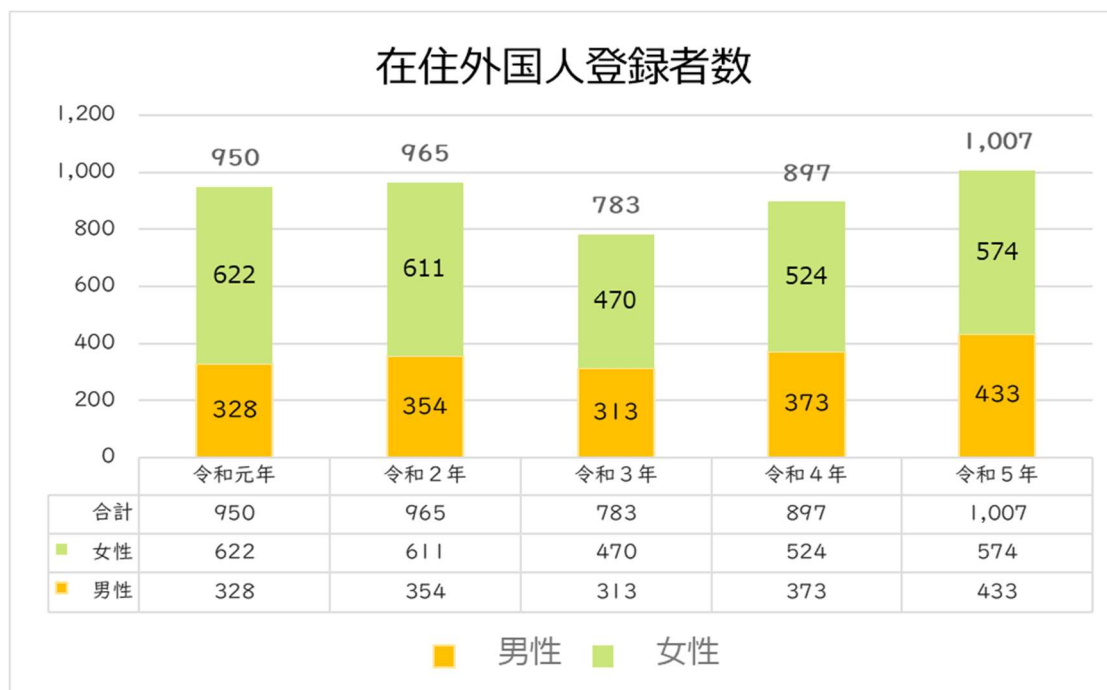
Ⅰ．現状と課題

本市における外国人市民は今後も増加が見込まれており、日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境整備が必要となります。そのため、平成 26（2014）年に策定した「四国中央市国際交流ビジョン」を引き継ぎ、令和 6（2024）年に「四国中央市国際化推進ビジョン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進しているところです。

外国人市民が感じる文化の違いや言語の壁によるコミュニケーションの難しさは依然として大きな課題であることから、行政機関や日本語教育を行う機関、また外国人を雇用する事業主等関係者の連携強化を図るとともに、必要な推進体制を構築することで、コミュニケーション支援となる日本語教育を強力に推進します。また、外国人市民に防災に関する知識や、災害に対する備えと心構えを身につけてもらうことを目的とした防災研修会等を開催し、災害時等の支援体制の整備を進め「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指します。

２．主な施策

①多文化共生を目指した国際化の推進



「基準日：12月31日（各年）市民窓口センター資料」より

【基本目標Ⅱ】多様な生き方ができる社会環境づくり

重点目標Ⅰ：ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

1. 現状と課題

市民一人ひとりが仕事と家庭生活の両立を図りながら充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進が必要となります。

現在、多くの企業で一般事業主行動計画※¹を策定するなど、働き方改革を進める動きが見られ、育児・介護休業制度等の導入も進んでいます。それにより、子育て世代による父親の育児参加や、女性の社会進出も多く見られるようになりました。

しかしながら、業種等によっては導入が困難な制度や、企業によっては、人員不足等の理由により制度導入に至らない場合もあります。

また、実際には職場での理解不足や周りの目を気にして制度の利用をためらうケースも見受けられます。

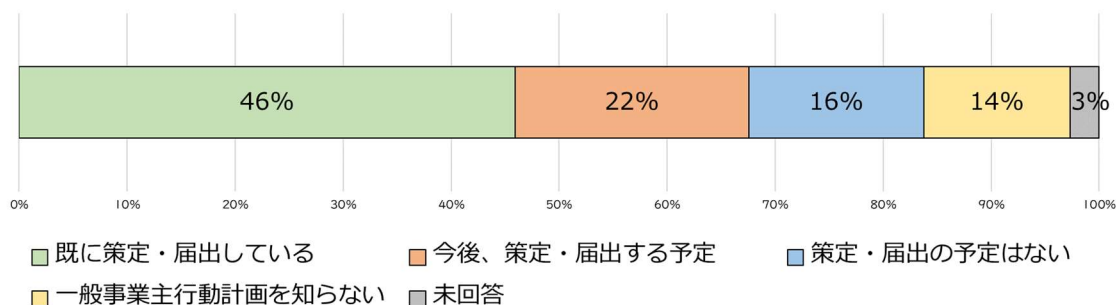
このような状況を変えるためには、市内企業における意識改革の推進や、地域における子育て支援の充実が重要となります。

国や愛媛県とも連携した取組を実施することで、性別に関係なく全ての市民が自らのライフステージに応じた豊かな生活を送れるように、持続可能な社会の実現を目指します。

2. 主な施策

- ①職場における男女共同参画の推進
- ②子育て世代の雇用拡大

「一般事業主行動計画の策定状況」



※¹ 一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは・・・（厚生労働省 HP より）

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（1）計画期間、（2）目標、（3）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

重点目標２：男女がともに健康で安心して暮らせる生活環境づくり

１．現状と課題

本市では、市民が誰ひとり取り残されることなく、健康で快適な生活を送れるように、これまで多岐にわたり施策を展開してきました。

女性の社会進出による共働き家庭の増加や少子高齢化など家庭環境は変化しており、働きながら子育てができる環境整備として保育サービスの充実を今後更に進める必要があります。

また、様々な環境が変化する地域社会において、高齢者や障がいを持つ人が取り残されることがないように、福祉サービスも継続して行うことが重要です。

さらには、心身の健康維持・増進を図るため、それぞれの身体の特徴を理解し、お互いを尊重した健康づくりを進めることも必要となります。

様々な環境が変化する中で、若者から高齢者まで、性別や障がいの有無を問わず誰もが健康で安心して暮らせる生活環境づくりを推進します。

２．主な施策

- ①子育て・介護支援の充実
- ②家庭・地域社会への男女共同参画の推進
- ③高齢者・障がい者等への支援の充実
- ④生涯にわたる心とからだの健康支援の充実

【基本目標Ⅲ】 あらゆる分野における男女共同参画

重点目標Ⅰ：政策・方針決定の場への男女共同参画の推進

Ⅰ．現状と課題

近年、大きく変化する社会経済情勢に対応した豊かで活力ある社会を実現させるためには、性別や障がいの有無にかかわらず、様々な人材が方針決定の場へ参画できる環境の整備が重要となります。

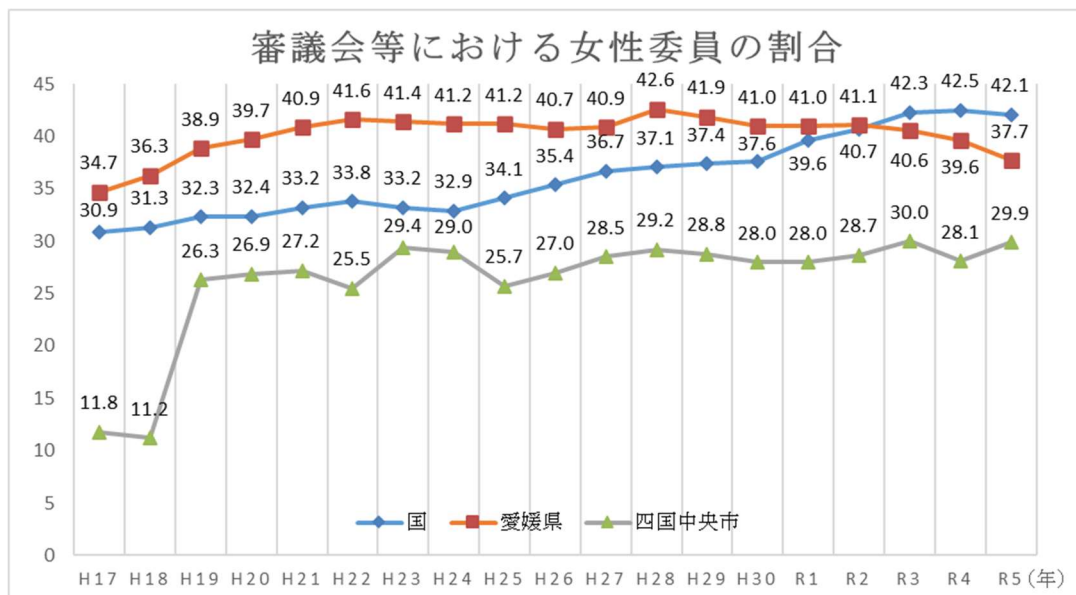
そのため、市では政策・方針決定の場における男女共同参画の推進に取り組んでおり、審議会における女性委員の割合増加や女性管理職の比率向上を目指して取組を進めているところです。

しかしながら、審議会における女性委員の割合は、国や愛媛県に比べ未だ低い状況にあります。市の政策は、市民一人ひとりに直接の影響を与えるものであることから政策や方針決定の場には、女性の意見が男性同様に反映され決定される必要があります。

そのため、政策決定の場における女性比率が向上するよう継続的に取組を推進します。

Ⅱ．主な施策

①市の政策・方針決定の場への男女共同参画の推進



「四国中央市男女共同参画庁内推進本部会議資料」より

重点目標２：様々な分野への男女共同参画の推進

１．現状と課題

人口減少や少子高齢化は、様々な分野において影響を与え、特に地方においては、産業界における農業就業人口の減少にも大きな影響を与えています。近年、農業労働者の確保が難しくなっていることを踏まえ、今後一層、男女を問わず様々な分野に参画できる社会の実現が必要となります。

そこで、各分野において女性参画の推進を図るためには、多様化する産業の形態に応じたきめ細かな支援が必要です。そのため、農林水産業の分野においては、女性農業者の増員のための支援やイベントを通じたPR等を行うことで男女共同参画を推進します。

また、平時のみならず災害時における対応についても重要となります。

防災対策については、これまでも取り組んでいるところですが、近年では、短時間豪雨が頻発するなど気象災害が激甚化しているとともに、気候変動に伴う災害が今後もさらに増加することが予測されています。

本市では、防災対策への政策や方針決定の場への女性参画を継続して行うことで、避難所の運営や災害情報の提供において、全ての市民が安全に避難できる環境を整えることに繋がります。女性や子ども、高齢者、障がい者など、特に配慮が必要な方々のニーズに対する取組も推進します。

２．主な施策

- ①防災における男女共同参画の推進
- ②産業界への男女共同参画の推進

【基本目標Ⅳ】男女共同参画推進体制の維持・強化

重点目標Ⅰ：計画推進体制の拡充

Ⅰ．現状と課題

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、庁内推進本部を設置しており、毎年庁内推進本部会議を開催し関係部局との情報共有を行うことで意識統一を図っています。

しかしながら、実際の生活において、完全に男女平等にはなっていないのが現状です。行政内部での意識統一を皮切りに、男女平等の社会の実現を目指すことを市民一人ひとりの共通認識とすることを目指し、取組を継続していく必要があります。

今後もこれまで以上に関係部局と連携を図り、数値目標達成に向けての取組や関連計画の関しての相互理解を図ることで更なる推進を行います。

全ての市民が性別にかかわらず平等に社会参画し、活躍できる環境づくりのため、国や愛媛県及び男女共同参画推進ネットワーク会議と連携し、市民への啓発活動を行います。

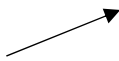
Ⅱ．主な施策

①庁内推進体制の強化と各機関との連携

数 値 目 標

計画を具体的に推進するため、次の項目について数値目標を定めます。

基本目標	項 目	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
Ⅰ：ともに 認め合い 尊重し合 う意識づ くり	意識改革のための啓発講座の開催	1 回	1 回
	高校等におけるデート DV 防止出前講座 の開催	開催中止	4 校
	国際化推進に係る各種行事参加数	4,908 人	6,000 人
Ⅱ：多様な 生き方が できる社 会環境づ くり	ママパパ学級人数	148 人	—————▶
	第一希望の保育所等への入所率	57.2%	80%
	0 歳児の一時預かり保育利用数 (延べ人数)	291 人	500 人
	市役所男性職員の育児休暇取得率 (配偶者出産休暇／育児休業)	27.3%／ 72.7%	100%／ 100%
	市役所職員の有給休暇取得率	42.2%	70%
	放課後児童クラブ受入数の待機児童数	94 人	0 人
	ファミリー・サポート・センターの利用数	1,975 人	1,700 人
	子育てフェスタ参加者数	7,000 人	6,000 人
	病児保育事業利用登録者数	79 人	100 人
	ワーク・ライフ・バランス啓発講座の開催	— ※内容見直しによる	50 回
	がん検診（子宮がん、乳がん）の クーポン受診率	子宮がん 13.5% 乳がん 34.5%	子宮がん 20% 乳がん 40%

基本目標	項 目	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
Ⅲ:あらゆる分野における男女共同参画	審議会等への女性委員の登用率	29.9%	35.0%
	女性委員のいない審議会数	10	0
	市役所職員の女性管理職 (課長補佐級以上)の比率	23.2%	
	家族経営協定締結農家数	18 件	22 件
	女性消防団員の数	10 人	20 人
Ⅳ:男女共同参画推進体制の維持・強化	市内男女共同参画推進委員の研修	1 回	1 回
	男女共同参画推進ネットワーク会議の開催	1 回	2 回
	市内男女共同参画推進本部会議の開催	2 回	2 回

参考資料

○男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 （第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○四国中央市男女共同参画審議会条例

平成 28 年 3 月 28 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四国中央市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策に関し必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 四国中央市自治基本条例(平成 19 年四国中央市条例第 32 号)第 2 条第 1 号に規定する市民
- (2) 各種団体等に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

発 行 令和7年3月

四国中央市 政策部 地域振興課

〒799-0497

四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電話 0896-28-6014

FAX 0896-28-6057